

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の委託業務(以下「業務」という)の契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書等に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明示されていないものについて疑義があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(監督職員・現場代理人等)

第2条 甲は、この契約の履行について自己に代わって監督し、若しくは指示する監督職員を定め、乙は、業務履行の管理をつかさどる現場代理人及び技術上の管理を行う主任技術者を定め、それぞれに通知するものとする。なお、異動があった場合も同様とする。

(内訳明細書・工程表)

第3条 乙は、契約締結後7日以内に仕様書等に基づいて、契約金内訳明細書及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、工程表を遅滞なく審査し、不適当と認められる場合は乙に対してこれらの変更を命ずることができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(報告義務)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

2 甲は、前項の調査又は報告に基づいて乙に対して業務の範囲内で改善を命ずることができる、この場合における費用は乙の負担とする。

(契約の変更等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、履行を一時中止し、又は契約内容を変更することができる。この場合において、履行期間又は契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、その責に帰さない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。(損害のために必要を生じた経費)

(損害のために必要を生じた経費)

第9条 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(報告書の提出)

第10条 乙は、当月分の業務実績を取りまとめた報告書を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第11条 乙は、前条の甲の確認を受けた後、甲の指示する手続に従って契約代金の支払を請求することができる。この場合の請求金額は、頭書に規定する規定する契約金額のうち当月分の金額及び当月分処理数量に消費税及び地方消費税額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額)を加算した額とする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して45日以内に契約代金を支払わなければならない。

(履行遅滞における延滞違約金)

第12条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙から延滞違約金を徴収して、履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞違約金は、延滞日数に契約金額の1000分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額)とする。

3 前項の延滞日数には、検査、市の都合及びその他の事由によって経過した日数は算入しない。

4 甲は、当該延滞違約金を甲が乙に支払うべき金額から控除することができる。

(催告による解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、又は契約の締結及び履行について不正行為を行ったとき。

(催告によらない解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこ

の契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成できないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙が第16条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は同法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - ト 乙が公正取引委員会で乙に違反行為があったとして行った処分に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により当該処分の取消しの訴えを提訴し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

チ 乙が(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40 年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定に違反し、その刑が確定したとき。

- 2 乙が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項第8号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前条及び前2項の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除)

第15条 甲は、業務が完了するまでの間は、第13条又は第14条に規定する場合のほか、必要と認める場合には、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の催告による解除)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

- 2 前項に定める場合は乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は前項の規定による契約の解除をすることができない。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は、これによって損害を生じたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第17条 甲は、第13条から第16条の規定により契約を解除したときは、業務の既済部分が可分なものである場合は、検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡を受けることができるものとし、当該引渡を受けた既済部分に相応する金額を乙に支払わなければならない。この場合における金額は、甲が定めるものとする。

- 2 第13条又は第14条の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額)を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。また、甲の受けた損害額がこの額を超えたときは、甲の全損害額を支払わなければならない。ただし、甲が乙の責に帰すべき事由がなく、やむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- 3 甲は、前項に定める違約金又は損害金を第1項に定める甲の支払金額から控除することができる。

(業務のやり直し等)

第18条 甲は、常に業務の履行状況を把握し、履行状況が良好でないと認めるときは、直ちにやり直しを命ずることができる。

2 前項の場合、乙は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。本契約の終了後も同様とする。

2 乙は、業務の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

3 乙及び乙の従業員は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの又は他の情報と容易に照合することができ、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報の取り扱いを適正に行う義務を負うものとする。

4 乙又は乙の従業員は、甲の指示又は承認あるときを除き、業務を処理するために個人情報を保有するときは、契約の利用目的以外に使用しない。

5 甲は、乙に個人情報を取り扱わせるに当たり、安全管理がはかられるように、乙に対して適切な監督を行うものとし、乙は、乙の従業員に対して、個人情報の取扱いに関して、業務以外の使用の禁止及び甲が承諾した場所以外には持ち出さない管理義務を負うものとする。

6 乙は、甲の承認があるときを除き、業務に必要な個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

7 乙は、個人情報の盗難、紛失、漏洩等の事故が生じ、またはおそれがあるときは、すみやかに甲に通知するものとする。

8 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は甲が指示する方法により確実に廃棄するものとする。ただし、別に甲の指示がある場合は、この限りでない。

9 乙は、前項までに掲げるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、松戸市立総合医療センター病院情報システムセキュリティ基本方針(平成31年3月14日施行)及び松戸市立総合医療センター病院情報システム運用管理規程(平成18年3月7日施行)等関係法令を遵守しなければならない。

(物価又は賃金の変動)

第20条 乙は、契約締結後、物価又は賃金の変動を理由として、契約の変更を求め、又は契約を解除することができない。

(甲の損害賠償請求及び談合等不正行為に係る賠償金の支払い)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第13条又は第14条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙は、第14条第1項第8号へからチのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に該当する額(1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額)を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条第1項第8号へ又はトにおいて、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(賠償金等の徴収)

- 第22条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金(以下「賠償金等」という。)を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は当該賠償金等に甲の指定した期間を経過した日から契約金額の支払いの日までの間において遅延日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお、賠償金等の額に不足が生じたときは当該不足額を追徴する。
- 2 前項の不足額を追徴する場合において、甲は当該不足額に契約金額の支払いの日から当該不足額の支払いをする日までの日数1日につき契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(用水、電力、その他の貸与等)

- 第23条 甲は業務実施場所において、乙の業務に必要な用水、電力、光熱、及び電話等を無償で貸与するものとする。ただし、乙はこれらの使用に当たっては極力節減し、効率的に使用しなければならない。

(契約外の事項)

- 第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。